

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から47年3月まで

昭和42年の暮れにA県から帰郷し、44年3月からはB市町村で実兄と同居し一緒に自営していた。支払いに関することは実兄がすべて行っており、実兄は、申立期間の保険料を納付済みであり弟の保険料も納付していたと思うと言っている。

国民年金保険料は、実兄が払ってくれていたはずなので、申立期間が未納及び免除となっていることに納得できず、記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年9月27日に実兄と連番で払い出されており、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を自身の保険料と共に納付していたとする実兄は、申立期間のうち昭和44年4月以降の保険料を現年度納付している上、「自分の保険料だけ納付して、弟の保険料を納付しないということは考えられない。」と供述している。

一方、申立人の実兄の昭和42年11月から44年3月までの国民年金保険料は、申立人が事業を独立し実兄と別居した後の、50年10月に特例納付されたことが確認できることから、申立期間のうち、43年2月から44年3月までの保険料については、兄弟一緒に納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月から44年3月まで、C市町村に居住していたが、同市町村には国民年金保険料を納付した記録は無く、ほかに、申立人が、43年2月から44年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

申立期間について、自治会の集金人に国民年金保険料を元夫の分と共に納付しているはずであるので、保険料の納付済期間となるよう、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、夫婦共に集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、元夫の申立期間の国民年金保険料納付記録は納付済みとなっている。

また、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認一覧表によると、昭和36年度から54年度まで、申立期間を除き、夫婦共に同月に国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、住所を変更しておらず、経済状況等に大きな変化もなかったとしており、保険料を継続して納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成元年2月19日に、資格喪失日に係る記録を同年4月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月19日から同年4月中旬まで

私は、平成元年2月19日から同年4月中旬までA事業所の工場に勤務していた。申立期間に係る給与支払明細書を保存しており、当該給与から厚生年金保険料が控除されているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該記録について調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保存している給与支払明細書から、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる資料が無いため、納付義務の履行については不明であると回答しているが、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間の厚生年金保険被保険者整理番号に欠番が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から32年7月1日まで
② 昭和33年1月20日から34年1月9日まで

社会保険庁の記録では、申立期間について、昭和34年3月6日に脱退手当金を受給したことになっているが、同年1月22日の結婚後しばらくして、A市町村からB市町村に転居しており、脱退手当金を受け取ることはできない。また、受給対象の会社がC事業所とD事業所となっているが、この2社の中に勤めたE事業所での7か月間については、脱退手当金が支払われておらず、2社だけの期間について脱退手当金が支払われているのは不自然である。

申立期間について、脱退手当金の支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるD事業所の厚生年金保険加入期間は脱退手当金の受給要件である24か月に満たない12か月であるとともに、昭和30年から39年までの間に同事業所を退職した女性従業員の中で脱退手当金の受給記録がある者の中には、資格喪失日の1年5か月後、2年6か月後及び5年後に支給決定されている者も存在していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にあるE事業所における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一の被保険者番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、E事業所における被保険者記録が記載されていない上、脱退手当金の

算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した記載が無いことから、申立人の年金記録の記録管理や脱退手当金の支給事務が適切に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 59 年 3 月まで

私が 20 歳になった時に父親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。亡くなった父親は、昔気質な性格であり市町村役場で働いていたので、保険料を納付していないということは考えられない。

以上の状況から、未納はあり得ないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人の国民年金保険料を申立人の父親又は母親自身が集金人へ状況に応じて納付していたと供述しているが、具体的な保険料納付状況についての記憶は曖昧であり、父親も既に亡くなっているため、申立期間当時、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月24日に払い出されているが、市町村役場保管の被保険者名簿には、過年度納付が可能であった59年4月から61年3月までの保険料を61年5月19日に納付している記録が確認できる上、手帳記号番号払出日からすると、申立期間は時効により納付できない期間であり、この払出日以前に別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年1月まで
申立期間の国民年金保険料は当時の妻が納付しており、未納になっているのは記録漏れだと思われるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月18日に払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、この払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人が、当該手続を行い、申立人の保険料をも一緒に納めてくれたと主張している元妻は、申立期間について国民年金に未加入である上、申立人の主張を否定している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から62年3月まで

私は、昭和56年12月から自営業となり、その時点で国民年金に加入し、妻と一緒に集金人に保険料を納付していたはずであるが、社会保険庁の記録によると、同年12月から62年3月まで未納となっている。保険料を納付していないにもかかわらず、56年12月27日が資格取得日となっていることに矛盾があり、本当に納付していないとすれば資格取得は62年4月となっているべきで、納付できない。57年1月初旬に国民健康保険の加入手続を行うのと同時に国民年金にも加入し、保険料を納付していたはずなので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、保険料を集金人による集金か金融機関による口座振替で納付していたと主張しているが、一緒に納付していたとする申立人の妻及び母の記憶はあいまいである上、金融機関による口座振替の実績も確認できない。

また、申立人は、保険料を納付していないにもかかわらず、昭和56年12月27日が資格取得日となっていることは矛盾すると主張しているが、制度上、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した時点で国民年金の強制加入期間となることからその取扱いに矛盾は認められない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

なお、申立人は、57年1月に国民健康保険の加入手続を行っていた事跡は市町村役場において確認できるものの、同時に国民年金の加入手続を行った事跡は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月から33年2月まで
A事業所にタクシー運転手として勤め、昭和34年1月26日まで勤務した。
現在、昭和33年3月15日から34年1月26日までのA事業所での厚生年金保険加入記録はあるが、28年8月にB事業所を退職後すぐにA事業所に入社していると記憶しているのに、申立期間の記録が消えているので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年3月15日に申立事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日までの期間に申立人の氏名は見当たらず、申立人の厚生年金保険の資格取得手続が行われた形跡は認められない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人に係る申立期間の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできない上、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間に申立事業所における厚生年金保険被保険者資格記録が存在すると供述する同僚2人は、「C事業所に勤めていたが、その後同事業所が申立事業所へ買収されたと思われることから、申立事業所へ勤務することとなった。」と供述しており、C事業所が厚生年金保険適用事業所でなくなった昭和28年6月5日時点において同事業所の厚生年金保険被保険者名簿に名前が記載されている者が、同日付で申立事業所において新たに被保険者資格を取得していることが両事業所の被保険者名簿から確認できることから、28年6月5日後に申立事業所に入社した申立人とこれら同僚は同様の事情に

あったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月10日から同年10月1日まで

私は、平成6年7月からA事業所に勤務していた。B空港が開港する前から、旅客バスの安全輸送に関する指導を乗務員に対して行っていた。

申立期間について、厚生年金保険料を控除されているはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有するA事業所が発出した辞令書及び同事業所が保管する稟議書りんぎしょにより、申立人が、申立期間中の平成6年8月1日から同事業所において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、i) A事業所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の副本では、申立人の資格取得年月日が平成6年10月1日と記載されていること、ii) 同事業所が保管する賃金台帳では、申立人の6年8月分及び9月分の厚生年金保険料の控除記録が無いことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが認められる。

また、申立人の前職場であるC事業所の健康保険組合の記録では、申立人の同健康保険組合の任意継続被保険者の資格喪失が平成6年10月1日とされており、A事業所における被保険者資格取得日と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 2 日から同年 12 月 31 日まで
平成19年7月18日に社会保険事務所に年金の調査を依頼したところ、昭和33年8月から12月まで勤務したA事業所の厚生年金保険被保険者期間が抜けていたので、記録の回復を第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人保管の日雇労働者健康保険被保険者手帳及び失業保険日雇労働被保険者手帳から、申立人が、申立期間において当該事業所で勤務していたことは推認でき、当該事業所の担当者は事業所の判断により臨時職員を厚生年金保険に加入させていたと供述している。

しかしながら、当該事業所は昭和39年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は申立期間において日雇労働者健康保険被保険者であることが確認できることから、申立人は申立期間において厚生年金保険に加入していなかったと推認できる。

また、当該事業所では臨時職員に関する資料を保管していないと回答しており、臨時職員として勤務していた申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人と同じ職務の同僚はおらず、申立期間の保険料控除に関する供述も得られない。

加えて、当該事業所では当時、正職員はB共済組合の組合員であり、正職員を日雇健康保険被保険者とするのではないと供述していることから、申立人が正職員であったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 46 年 11 月 30 日まで

私は、昭和42年7月から47年3月20日までA事業所に勤務し、仕入れ及び配達の業務に従事し、記憶している同僚は、一人だけである。

入社時に申立事業所から健康保険証をもらい、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間の厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において、申立期間に勤務していた同僚の供述から、申立人が申立事業所で勤務したことは推認できるが、勤務期間までは確認できず、厚生年金保険料控除に関する供述は得られなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立事業所における健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が保存している国民年金被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は、昭和43年7月に国民年金に加入後、46年11月まで国民年金保険料を現年度納付し、同年12月から申立事業所で厚生年金保険被保険者となっていることが確認でき、このことから、申立人は、同年12月から厚生年金保険被保険者であることを認識して国民年金を資格喪失したものと推認する。

加えて、当該事業所は倒産し、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除の事実を確認できる資料は無く、また元事業主は既に死亡しているため、供述は得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。